

意見回答書

作成日 2025年 1月 16日

太陽光発電施設の設置予定場所	佐久市内山5779-1、5783
----------------	------------------

意見 (質問・要望)	陳述者・提出者	回答
南側の境界沿いに馬入れ(赤道)があって佐久市が補修するという話があるが、その辺の話を市役所に確認して今後どのようにするか話しておいて欲しい ※少し崩れているので確認してほしい	地域住民	承知致しました。 市役所へ 12 月 2 日の週に確認致します。 設置前に簡易境界確定をします。
事業の撤退とはいつなのか。撤退した場合、事業地はどうなるのか。 誰が管理していくのか。	地域住民	事業撤退とは売電事業が終了した日となります。20 年の固定買取が終了しても新電力へ売電予定なので、30 年～40 年で事業期間を見ております。 事業撤退、売電事業終了の場合は設置した設備を敷地から全て取り払って設置前の状態に敷地を復旧し、原状回復します。 管理は事業者が転売せずずっと維持管理していく予定です。
協定書の署名は現区長だが、区長が変わっても協定内容は守ってもらえるか。	地域住民	協定内容は事業終了まで有効です。区長が変わっても協定内容通りの運用を致しますのでご安心ください。協定書面にもそのように記載しております。
自然災害時や、火災時などはどういった対応となるのか。	地域住民	ニュースになるような大雨や、自然災害時には保守点検業者にて翌日に現地へ点検に行きます。また、遠隔監視システムを設置しますので発電システムに電圧などの異常や、発電していない場合はアラートメールが事業者に配信されますので、その場合は速やかに現地点検へ行きます。
地権者と土地売買の話はできているのか。 コンセントは誰でも使えるのか。	地域住民	地権者様とは土地売買契約書を締結済みです。 自然災害時にコンセントは内山地区住民の方、近隣に住む方に無償にて開放させていただきます。

## 事業基本計画書に係る意見書

受付番号：第 21 号	発電設備の所在地
事業者名：株式会社 EMAC 代表取締役 山口 典男	佐久市内山字城下 5779-1、5783
意見及び指示事項	協議結果
1 当該土地の一部に土砂災害防止法に基づく、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）が含まれることから防災情報や気象情報に留意し、災害時の避難経路や避難場所について確認し、安全確保に努めること。 （道路建設課）	承知致しました。  災害時での対応方法などは地域住民の方へ説明し、災害時には速やかに関係各所へ連絡し、誠意をもって復旧作業にあたります。
2 開発予定地の一部は、急傾斜地崩落による土砂災害警戒区域にあることから、災害発生時に当該土地への土砂流入により、構造物が被害を受け、流出する被害が発生する恐れがあります。 開発にあたっては、災害想定及び災害発生前後の対応策を踏まえ、地域住民に説明するとともに、文書等をもって対策を確実に周知して下さい。 （危機管理課）	
3 計画地北西側の市道 36-077 号線は、建築基準法第 42 条第 2 項に定める道路です。道路の中心線から 2メートルの後退をした範囲に工作物等を築造しないようにしてください。また、南側の認定外道路は、建築基準法上の道として扱わないとし、道路後退は不要です。 （建築住宅課）	
4 用途地域の指定が無い区域で、1,000㎡以上の「土地の形質の変更」をする場合は、景観法及び佐久市景観条例に定める届出を工事着手の 30 日前までに提出してください。また、計画地は、佐久市景観計画に定める「田園地域」です。景観育成基準に準拠した計画としてください。 （建築住宅課）	
5 景観の保全のための措置の検討状況書、	

<p>その他(3)について、当課で、景観育成基準への適合は、確認していません。 (建築住宅課)</p>	
<p>6 官民境界を明確にし、境界杭等で明示してください。 (土木課)</p>	<p>承知致しました。</p>
<p>7 既設道水路に影響が生じる場合は、打ち合わせを行い、必要があれば道路自営工事、占用等の許可を得てください。また、各関係機関との協議を十分行ってください。 (土木課)</p>	<p>承知致しました。</p>
<p>8 事業区域内の雨水排水が周辺の道水路に流出しないようにしてください。 (土木課)</p>	<p>雨水が周囲へ流出しないように定期的に現地 点検致します。</p>
<p>9 工事車輛の経路上における公共物等の汚破損については、速やかに道路管理者に連絡した上で管理者の指示に従い、申請者の責任で復旧してください。 (土木課)</p>	<p>承知致しました。</p>
<p>10 敷地内の土砂・砕石等が道水路に流出した場合は、申請者で清掃等を行ってください。 (土木課)</p>	<p>周囲が汚れないよう慎重に工事をし、工事後に土砂、砕石等の流出がないかをチェック致します。</p>

意見及び指示事項について、協議結果は上記のとおりです。

令和6年12月27日

佐久市 環境部 環境政策課